

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた
中小企業者・小規模事業者のみなさまへ



ご案内

新型コロナ対策 継続型サポート保証

資金繰りの円滑化を
継続的に支援します！

最大10年間返済不要!!
継続的な短期借入で資金繰りを支援



鹿児島県信用保証協会

鹿児島県信用保証協会

検索

【保証部】TEL099-223-0271

【経営支援部】TEL099-223-0274

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号(鹿児島県産業会館4F) LINE 公式アカウント



令和3年7月26日より新事務所に移転いたします! (旧)〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号(鹿児島県産業会館4F) ⇒ (新)〒892-0846 鹿児島市加治屋町14番3号

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等の資金繰り支援として、金融機関及び税理士等との緊密な連携のもと、中小企業者等が事業経営に必要な運転資金について一括返済方式を一定期間継続することにより、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援するための保証制度です。



制度概要

項目	新型コロナ対策継続型サポート保証の概要	
	金融機関連携型	税理士等連携型
保証限度	500万円以上 5,000万円以下	
保証期間	1年以内（資格要件に該当する方は10年を限度に更新できます）	
保証の対象	次のすべての要件を満たす中小企業者であり、今後とも金融機関が支援育成していきたい先で償還能力があると認められるもの。 ア 1期以上の決算（確定申告）を行っていること イ 金融機関及び協会において、返済条件の緩和が行われていないこと ウ 金融機関及び協会において、申込時に延滞していないこと エ 次のいずれかを満たすもの （ア）法人の場合 直近の決算において債務超過でなく、かつ、経常利益を計上していること （イ）個人の場合 直近の確定申告における申告所得金額が200万円以上であること	左記の金融機関連携型のすべての要件を満たし、税理士等が月次管理する中小企業者であり、今後とも金融機関及び税理士等が支援育成していきたい先で償還能力があると認められるもの。（税理士等による推薦書を添付） ただし、申込人が法人の場合で、直近決算において債務超過であるものの、税理士等の支援による経営改善計画が策定されており、本資金にて債務超過解消が見込まれるもの。
更新要件	法人で経常利益を未計上の場合、経営改善計画書の添付があり、次期計上が見込まれること	
	個人で申告所得が200万円未満の場合、経営改善計画書の添付があり、200万円以上の次期計上が見込まれること	
	法人の場合、二期連続して経常利益が未計上でないこと 個人の場合、二期連続して申告所得が200万円未満でないこと	上記のすべての更新要件を満たし、税理士等による決算概要報告書の添付があること
資金使途	運転資金（ただし、原則として既存保証付き融資の借換資金は含まない）	
返済方法	一括返済	
保証料率	年0.45%～1.90%	年0.35%～1.80%
貸付利率	金融機関の定めた利率	
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	
取扱期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日までの当協会の保証申込受付分まで	